

令和7年12月定例会
一般質問補足資料
5番 水野 忠三

[2025年(令和7年) 12月10日(水)]

1. 国の令和7年・総合経済対策

主な出典：

- 内閣府「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（令和7年11月21日閣議決定）
- 首相官邸ホームページ 令和7年総合経済対策
- こども家庭庁「新たな総合経済対策」の主要事項
- 経済産業省 重点支援地方交付金に関する情報

等を 参照、編集の上、一部抜粋引用。（下線等は、引用者による。）

「強い経済」を実現する総合経済対策：

～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～

閣議決定日	令和7年11月21日
「3本の柱」	<ul style="list-style-type: none">第1の柱：生活の安全保障・物価高への対応第2の柱：危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現第3の柱：防衛力と外交力の強化
規模(真水)	21.3兆円程度(国費等)

- 第1の柱：生活の安全保障・物価高への対応 → 物価高から暮らしと職場を守る
- 第2の柱：危機管理投資・成長投資による強い経済の実現
 - 先行的かつ集中的な危機管理投資・成長投資の取組強化
- 第3の柱：防衛力と外交力の強化
 - 国民の安全と繁栄を支える「強い日本」を実現

「強い経済」を実現する総合経済対策 ～日本人の底力で不安を希望に変える～

内閣府作成

1. 経済の現状認識・課題

- ◆我が国経済は、「デフレ・コストカット型経済」から、その先にある新たな「成長型経済」に移行する段階まで来た。まさに今、再びデフレに後戻りしない「成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点。
- ◆課題は、潜在成長力の伸び悩み。世界経済の先行きには不透明感。物価高で個人消費等は力強さを欠き、地方や中小企業まで景気回復の実感は広がっていない。

2. 目指すべき方向

- ◆日本には底力がある。そのスイッチを押し、日本列島を強く、豊かにすることを目指す。いま必要なのは将来世代への責任を果たす「責任ある積極財政」。大胆かつ戦略的な「危機管理投資」と「成長投資」を進め、「暮らしの安全・安心」を確保するとともに、雇用と所得を増やし、潜在成長率を引き上げ、「強い経済」を実現。官民が力を合わせて社会課題の解決に向け投資を拡大し、様々なリスクを最小化し、先端技術を開花させる。
- ◆これまでの発想を躊躇なく見直し、経済成長の果実を広く国民に届け、景気の体感温度を確実に高める。一部の大企業や特定の業界だけではなく、中小企業・小規模事業者、地方、そしてあらゆる世代の国民に恩恵が行き渡る経済の実現を目指す。

3. 経済対策の枠組み

第1の柱：生活の安全保障 ・物価高への対応

物価高から暮らしど職場を守る

- 地域の実情に応じて物価高の影響を緩和
(重点支援地方交付金の拡充)
- 家計・事業者のエネルギー・コスト等負担軽減
(冬の間の電気・ガス代支援、暫定税率廃止の円滑な施行、物価高対応子育て応援手当(仮称)の支給(1人2万円))
- 地方の暮らしの安定と活力向上
(地域の基幹産業の支援・活性化、地方発の世界をリードする技術・ビジネスの創出後押し、安心できる地域社会の基盤整備)
賃上げ環境の整備
(中小企業・小規模事業者への支援、価格競争対策、働く力強化、省力化投資支援)

第2の柱：危機管理投資 ・成長投資による強い経済の実現

先行的かつ集中的な 危機管理投資・成長投資 の取組強化

- 経済安全保障の強化(戦略分野の官民連携投資、重要物資のサプライチェーン強化)
- 食料安全保障の確立(農林水産業の機械化、輸出拡大)
- エネルギー・資源安全保障の強化
(原子力、省エネ、資源開発、GX)
- 防災・減災・国土強靭化
(毎日・衛観、令和の國土強靭化)
● 未来に向けた投資の拡大
(先端科学技術、スタートアップ・コンテンツ・文化芸術、スポーツの振興、健康医療安全保障、人への投資の促進、資産運用立国、成長投資拡大に向けた環境整備)

第3の柱： 防衛力と外交力の強化

国民の安全と繁栄を支える 「強い日本」を実現

- 外交・安全保障環境への対応
(防衛力の根本的強化と体制整備、多角的な経済外交の展開、安全保障環境の変化への対応)
- 米国関税措置への対応
(日米戦略的投資イニシアティブ、関税の影響を受ける企業への資金繰り支援等)

経済成長の果実を広く国民に行き渡らせ、誰もが豊かさを実感し、
未来への不安が希望に変わり、安心できる社会を実現

「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第1の柱 生活の安全保障・物価高への対応

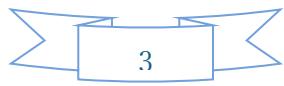
1.足元の物価高への対応	2.地方の伸び代の活用と暮らしの安定	3.中小企業・小規模事業者をはじめとする質上げ環境の整備
<p>(1) 地域のニーズに応じたきめ細かい物価高対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 「重点支援地方交付金」の拡充（従来の生活者・事業者支援分とは別に食料品の物価に対する支援を措置） (2) エネルギーコスト等の食相談費 寒さの厳しい冬の間の電気・ガス代支援 ガソリン税の当分の間税率（IH暫定税率）の円滑な廃止 物価高対応育て応援手当による食品供給の充実・強化 フードバンクや子ども食堂による食品安全の充実・強化 地方公共團体の公共交通運賃における労務費を含めた価格見直し 「物価上昇に伴うライド対応」「廃止・改定」等の徹底 (4) 物価高の影響を受ける中低所得者の支援 給付付き移籍控除の制度設計着手 基礎控除の物価に連動した引き上げ 	<p>(1) 地域の生活環境を支える基幹産業の支援・活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療・介護等支援・バッケージ、サービス支援、持続可能な観光活性化 県外不動地取引の振興、暮らし等に関するDX (2) 地元発の世界をリードする技術・ビジネスの創出 中堅企業等による産業クラスター形成、地域資源の活用・手・リソース確保 生活必需品等への技術開発強化、自営会員会からの融資の継ぎ足し、女性・高齢者会議の最適化、質の高い子ども・若者・子育て政策 (4) 治安対策等の推進 犯罪・不正行為取締り強化、消費者行政の強化、 クマ被害対策バッケージ (5) 外国人問題への対応の強化 在留関係手数料等の引上げと出入国管理の適正化 (6) 公共教育の再生 教育無償化への対応、質の高い公教育の再生 	<p>(1) 質上げ環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 「重点支援地方交付金」の拡充（中小企業・小規模事業者等への支援） キャリアアップ助成金の活用促進（非正規の待遇改善等） 人事院勧告を踏まえた対応（公務員の給与・待遇） <p>(2) 優格基線の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業等の働く力の強化・省力化投資 価格競争力対策の徹底・取引適正化の推進 持続的・構造的質の上げに向けた生産性向上支援 (中堅・中小企業の稼ぐ力の強化に向けた設備投資支援、事業承継・M&A支援、伴走支援体制の強化)
2.足元の物価高への対応	3.経済安全保障	5.未来に向けた投資の拡大
<p>(1) 戰略分野の官民連携投資、重要資源のサプライチェーン強化</p> <ul style="list-style-type: none"> A.I の開発・社会実装とそれを支える半導体・データセンターの支援 造船業の再生・強化 量子技術イノベーションの加速、フェュージョンエンジンの早期実現 創薬・先端医療の推進と国内製造拠点の整備等、合成生物学・バイオの開発強化 航空機産業の生産基盤強化、宇宙・海洋開発の推進、コードックへの投資促進 重要物資の安価化及びマテリアル革新、次世代の情報通信基盤の強化、港湾ロジстиクスの強化 リスク点検等を通じたサプライチェーンの強化、「特定重要物資」の支援強化 (2) サイバーセキュリティ対策の強化 	<p>(1) 先端科学技術の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 科研費の拡充、産官学の国際競争力強化（Spiesの高額貢献）、大阪関西万博のレガシー具体化 (2) スタートアップ支援強化とコンテンツ分野の振興、文化芸能及びスポーツの振興 スタートアップの基盤強化に向けた、資金供給・説明会・海外出張等とのネットワーク構築、M&A支援 (3) フィンテック産業の振興 医療・介護DXの推進（マイナ保険証利用促進、全国医療情報プラットフォームの構築） [攻めの予防医療】等の推進 (4) 人の投資の促進 「攻めの予防医療」等の推進 (5) 資産運用立場の更なる推進と成長投資拡大に向けた環境整備 	<p>(1) 自然災害からの復旧・復興（能登島）</p> <ul style="list-style-type: none"> 能登島半島地震ははじめとする自然災害からの復旧・復興 (2) 全面的国土強靭化の実現 「第1次国土強靭化実施中期計画」の推進 防災施設位置に向けた防災体制の充実・強化、避難生活環境の抜本的改善 (3) 副官機能の整備 <p>4. 防災・減災・国土強化の推進</p>

第2の柱 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現

1.経済安全保障	3.エネルギー・資源安全保障の強化	5.未だに向けた投資の拡大
<p>(1) 戰略分野の官民連携投資、重要資源のサプライチェーン強化</p> <ul style="list-style-type: none"> A.I の開発・社会実装とそれを支える半導体・データセンターの支援 造船業の再生・強化 量子技術イノベーションの加速、フェュージョンエンジンの早期実現 創薬・先端医療の推進と国内製造拠点の整備等、合成生物学・バイオの開発強化 航空機産業の生産基盤強化、宇宙・海洋開発の推進、コードックへの投資促進 重要物資の安価化及びマテリアル革新、次世代の情報通信基盤の強化、港湾ロジстиクスの強化 リスク点検等を通じたサプライチェーンの強化、「特定重要物資」の支援強化 (2) サイバーセキュリティ対策の強化 	<p>(1) 先端科学技術の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 科研費の拡充、産官学の国際競争力強化（Spiesの高額貢献）、大阪関西万博のレガシー具体化 (2) スタートアップ支援強化とコンテンツ分野の振興、文化芸能及びスポーツの振興 スタートアップの基盤強化に向けた、資金供給・説明会・海外出張等とのネットワーク構築、M&A支援 (3) フィンテック産業の振興 医療・介護DXの推進（マイナ保険証利用促進、全国医療情報プラットフォームの構築） [攻めの予防医療】等の推進 (4) 人の投資の促進 「攻めの予防医療」等の推進 (5) 資産運用立場の更なる推進と成長投資拡大に向けた環境整備 	<p>(1) 自然災害からの復旧・復興（能登島）</p> <ul style="list-style-type: none"> 能登島半島地震ははじめとする自然災害からの復旧・復興 (2) 全面的国土強靭化の実現 「第1次国土強靭化実施中期計画」の推進 防災施設位置に向けた防災体制の充実・強化、避難生活環境の抜本的改善 (3) 副官機能の整備 <p>4. 防災・減災・国土強化の推進</p>
<p>(1) 農林水産業の構造近隣</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の大区画化、共同利用施設等の再編集約・合理化 海外依存度の高い品目の生産拡大、生産資材等の確保 人材育成と地域支援、力強い林業の実現、水産業の強靭化 (2) 農林水産物・食品の輸出拡大 農林水産物・食品輸出額の2030年5兆円目標の達成に向けた各種支援 	<p>(1) エネルギー・資源安全保障の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工エネコスト上昇に強い経済社会の実現 原子力の活用と安全確保 原子炉における資源開発の推進（南鳥島周辺海域でのレアアース生産に向けた研究開発） (2) GXの推進等 GX投資を促す金融支援強化、GX申請出（電池再充電） 	<p>2.米国貿易への対応</p>

第3の柱 防衛力と外交力の強化

1.外交・安全保障環境の変化への対応	2.米国貿易への対応	今後の備え (予備費の確保)
<p>(1) 防衛力整備の推進及び自衛隊の処遇改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 防衛力整備の推進、防衛産業基盤強化、施設整備を含めた自衛隊員の処遇改善 (2) 多角的な経済外交の展開・安全保障環境の変化への対応 同盟国・同友邦等との関係強化、グローバル・サウス諸国との連携、CPTPPの高い水準の維持・強化や協約国並大、ワクライナ及び周辺国への人道支援・復旧復興支援 	<p>(1) 日米戦略的投资ニシアティブ等の着実な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 日米間の貿易合意に基づく投資ニシアティブ（5500億ドル（約80兆円））の着実な履行 (2) 国際協力銀行（IBI）・日本貿易保険（NEXI）への財政措置 「関税の影響を受ける企業への資金繰り支援等 日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付の金利引き下げ 中小・小規模事業者の生産性向上、設備投資後押し、補助金における優先採択継続 	



● 総合経済対策の注目ポイント

(「注目ポイント」の取扱選択等は、私見も含む。)

今回の総合経済対策は、予算、財政投融資、税制、規制制度改革など、あらゆる政策手段を総動員するものである。

【今回、注目したいポイント】：

1. 物価高から国民生活を守り抜く。
2. 地方・中堅・中小企業の成長と所得向上を実現し、「強い経済」の土台を固める。
3. 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた先行的・集中的な危機管理投資・成長投資を強化する。

注目ポイント1：物価高から国民生活を守り抜く

1. 地域のニーズに応じたきめ細かい物価高対応（重点支援地方交付金の拡充）

- 重点支援地方交付金を拡充する。
 - 地方自治体が、地域のニーズに応じ、生活者・事業者向けの従来の取組を継続できるよう支援する。
 - 特に、食料品の物価高騰等に対する更なる取組を促進する。
 - 例：「お米券」や電子クーポン等による支援。
 - 地方自治体の判断により、支援対象や支援方法をきめ細かく決定できる財源である。
- 推奨メニューに「中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備」を追加し、賃上げ促進税制を活用できない事業者への支援を促進する。
- (食品の物価高騰対策としての)特別枠を創設し、食料品の価格高騰対策に特化し、給付金や現物支給など自治体の創意工夫による支援を強力に後押しする。

2. エネルギーコスト等の負担軽減

- 電気・ガス代の支援：寒さの厳しい冬の間（令和8年1月～3月使用分）の料金に対し、1世帯あたり約7,000円程度の負担軽減を見込む支援を実施する。

- ・ ガソリン代等の負担軽減策：燃料油価格定額引下げ措置を講じ、令和7年12月11日までにいわゆる暫定税率の廃止と同等の水準まで補助金を引き上げるとともに、暫定税率の円滑な廃止に向けた対応を行う。

3. 物価高対応子育て応援手当(児童手当2万円上乗せ給付)

- ・ 物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、0歳から高校3年生まで(平成19年4月2日以降に出生したこども)のこどもたちに対し、所得制限なしで1人あたり2万円を支給する(仮称：物価高対応子育て応援手当)。
 - 自治体が保有する子育て支援関連システムを活用し、「プッシュ型」で、可能な限り早期の支給開始を目指す。
- ・ 児童扶養手当の拡充(令和8年1月支給分から)も実施される。

注目ポイント2：地方・中堅・中小企業の成長と所得向上

を実現

- ・ 貸上げ環境の整備：重点支援地方交付金の拡充に加え、貸上げ促進税制の活用を促すとともに、官公需における価格転嫁の徹底を進める。
- ・ 地方・中堅・中小企業支援：地域を支える基幹産業(医療・介護、地域交通・物流、小売・サービス、観光等)の支援・活性化を進めるとともに、中堅企業等の支援や産業クラスターの形成により、地方発の世界をリードする技術・ビジネスを創出する。
- ・ 生活環境の安定：生活困窮者等への支援体制強化、地域共生社会の実現、クマ被害対策を含めた安全・安心への対応を強化する。

注目ポイント3：危機管理投資・成長投資の強化

- ・ 経済安全保障の強化：AI・半導体、造船、量子、フュージョン、創薬、バイオ、航空、宇宙等、戦略分野の官民連携投資と重要物資のサプライチェーンの強化、サイバーセキュリティ対策の強化を進める。
- ・ 食料安全保障の確立：農林水産業の構造転換、農林水産物・食品の輸出拡大を通じた生産能力向上により、食料安全保障を確立する。

- エネルギーコスト上昇に強い経済社会の実現：家庭等の省エネ化、建物の断熱性向上などを進める（例：国土交通省・経済産業省・環境省の連携による「みらいエコ住宅2026事業」の創設など）。

* * * * *

《参考》

重点支援地方交付金の拡充

内閣府

- 物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者・事業者の支援を行えるよう、**重点支援地方交付金の更なる追加**を行う
- 食料品の物価高騰に対する特別加算**を措置するとともに、**中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備支援**のメニューを追加するなど、国が推奨事業を提示

重点支援地方交付金

生活者支援	事業者支援
<p>①食料品の物価高騰に対する特別加算 例) プレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、現物給付</p> <p>②物価高騰に伴う低所得者世帯支援・高齢者世帯支援 例) LPガス使用世帯への給付等の支援</p> <p>③物価高騰に伴う子育て世帯支援 例) 小中学校等における学校給食費の支援</p> <p>④消費下支え等を通じた生活者支援 例) 水道料金の減免</p> <p>⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 例) 省エネ性能の高いエアコン・給湯器への買い換え支援</p>	<p>①中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備 例) 経営指導員による伴走支援 ・生産性向上に向けた補助 ・公共調達における価格転嫁の円滑化</p> <p>②医療・介護・保育施設、学校施設等に対する物価高騰対策支援 例) エネルギー・食料品価格の高騰分の支援</p> <p>③農林水産業における物価高騰対策支援 例) 飼料高騰の影響受ける酪農経営の負担軽減の支援 ・農業水利施設の電気料金高騰に対する支援</p> <p>④中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 例) 特別高圧やLPガスの価格高騰分を支援 ・中小企業の省エネの取組支援</p> <p>⑤地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 例) 地域に不可欠な交通手段の確保 ・地域観光事業者の物価高騰に対する影響緩和</p>
<p>地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応</p>	

2. 荒川区民総幸福度

(GAH: Gross Arakawa Happiness) の取組

主な出典：

- ・ 荒川区ホームページ「荒川区民総幸福度 (GAH : Gross Arakawa Happiness)」関連
- ・ 荒川区「荒川区民意識調査報告書」(各年度版)
- ・ RILAC 荒川区自治総合研究所 ホームページ「荒川区民総幸福度 (GAH) 指標の体系」
- ・ 内閣府「幸福度に関する研究会報告書」
- ・ 地方自治体における幸福度関連指標の公開情報（飯塚市、三重県、川崎市等）
等を 参照、編集の上、一部抜粋引用。（下線等は、引用者による。）

荒川区民総幸福度 (GAH) :

指標を活用した区政運営と「幸福」の追求

区のドメイン（事業領域）の設定 (2004年11月)	<p>・ 「<u>区政は区民を幸せにするシステムである</u>」</p> <ul style="list-style-type: none">・ 荒川区という組織が、何のために存立し、仕事の領域をどうすべきか、区職員が共通の目標にできる言葉で、明確化
荒川区民総幸福度 (GAH) の提唱 (2005年11月)	<ul style="list-style-type: none">・ 着想のヒントは、<u>国民総幸福量</u> (<u>Gross National Happiness: G NH</u>) により、開発優先の経済発展ではなく、国民の幸せの最大化を 国家目標に据えた、ブータン国の発想 → 区民を幸福にするシステムである荒川区にも好適・ 区民の幸せを測るための指標である、<u>荒川区民総幸福度</u> (<u>Gross Arakawa Happiness: GAH</u>) を区政に導入

● GAH の概念と意義

1. GAH とは：幸福度を測る新たな指標

- ・ 荒川区民総幸福度(GAH: Gross Arakawa Happiness)は、荒川区独自の指標であり、区民一人ひとりの「幸福」を区政の究極の目標に据え、その達成度を測定するための指標である。

- ・ 従来の国内総生産(GDP: Gross Domestic Product)が経済活動の規模のみを捉えるのに対し、GAHは生活の質(Quality of Life)、心の豊かさ、社会とのつながりなど、多角的な視点から区民の幸福度を測る。
- ・ この考え方の背景には、ブータン王国の提唱する国民総幸福量(GNH: Gross National Happiness)の理念がある。

2. GAH の意義

- ・ **区政運営の指針**: 単なる事業の達成度でなく、区民の「幸福度」の向上に直接結びつく政策に重点的に資源を配分する根拠となる。
- ・ 「見える化」: 区民が自身の生活や区政の成果を「幸福度」という視点から客観的に評価し、「幸福」が具体的にどういうものかを知る機会を提供する。

● GAH アンケートと幸福度指標の構成

1. 荒川区民意識調査(アンケート)

- ・ GAH 算出の基礎データとして、区民を対象とした荒川区民意識調査(アンケート)を定期的に実施している。
- ・ この調査では、区民の主観的な幸福度を尋ねる設問に加え、GAHを構成する様々な要素に関する客観的・主観的な質問項目が含まれている。
- ・ 荒川区は、このアンケート結果を分析し、区政課題の把握や施策効果の検証に活用している。

2. RILAC 荒川区自治総合研究所 「GAH 指標をつくりました」より

『 荒川区自治総合研究所では、区民の皆様の生活に最も近いところでそのニーズ（要望）を把握している区職員とともに、多様な分野の有識者の意見を踏まえながら、荒川区民総幸福度（GAH）指標を作成いたしました。』

荒川区民総幸福度（GAH）指標は、「幸福実感度」と、その基礎となる「健康・福祉」「子育て・教育」「産業」「環境」「文化」「安全・安心」の6つの分野の指標によって構成されています。

平成25年より、GAH指標を用いた「荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査」を実施しており、調査結果は「荒川区民総幸福度（GAH）レポート」として公表されています。

幸福実感度

誰もが幸福に暮らせるあたたかな地域社会を築いていくためには、幸福実感の促進要因と阻害要因を調査し、その結果に応じて様々な対策を行っていくことが重要です。区民の皆様の幸福実感を尋ねることで、荒川区民総幸福度を向上させるための様々な取り組みを行っていきます。 … 』
 (以下、略。)

3. 荒川区民総幸福度(GAH)指標の体系

荒川区民総幸福度 (GAH) 指標の体系				
荒 川 区 民 総 幸 福 度 (G A H) 指 標	幸福実感	分野	※上位指標	※下位指標
		健康・福祉	健康の実感	体の健康
				運動の実施 健康的な食生活 体の休息
				つながり★※ 自分の役割 心の安らぎ
		子育て・教育 ₁	子どもの成長の実感	健康環境
				医療の充実 福祉の充実
				規則正しい生活習慣 「生きる力」の習得
		産業	生活のゆとり	家族関係
				親子コミュニケーション 家族の理解・協力
				子育て・教育環境の充実 地域の子育てへの理解・協力 望む子育てができる環境の充実
		環境	生活環境の充実	仕事
				地域経済
				生活の安定★ ワーク・ライフ・バランス 仕事のやりがい まちの産業 買い物の利便性 まちの魅力
		文化	充実した余暇・文化活動、 地域の人とのふれあいの 実感	利便性・ユニバーサルデザイン
				快適性
				持続可能性
		安全・安心	安全・安心の実感	余暇活動
				地域文化
				興味・関心事への取組 生涯学習環境の充実 地域への愛着 地域の人との交流の充実 地域に頼れる人がいる実感 文化的な豊かさ
※「上位指標」とは、各分野の総合的な実感を把握するための指標を言います。 ※「下位指標」とは、各分野のより具体的な実感を把握するための指標を言います。 ※★印の指標は、質問文で「孤独を感じますか」「不安を感じますか」「危険を感じますか」など、負の実感を尋ねています。				

● GAH の荒川区政への活用

- ・ **政策評価・改善**: GAH の指標値が低い分野について、集中的に政策を投入し、その効果を次回のアンケートで検証する PDCA サイクルを確立している。
- ・ **区民との対話**: GAH の概念や調査結果を公表することで、区民に「幸福」について考えるきっかけを提供し、区民と区政の目標意識を共有する。
- ・ **財源配分**: GAH の向上に資する事業を優先し、限られた行政資源の効率的な活用を図る。

● 基礎自治体の挑戦

～ 住民の幸福実感向上のための施策・取組事例 ～

(『「幸せリーグ」の挑戦』(編者:「幸せリーグ」事務局) 目次 より)

- ・ 社会的包摂の実現に向けて(北海道釧路市)
- ・ 笑顔があふれる未来に向けて(北海道北見市)
- ・ 「希望都市」「交流都市」「成長都市」の実現(北海道北広島市)
- ・ 自然保護が町と暮らしを支える(北海道斜里町)
- ・ 「町民みんなで歩むまち」の実現へ(北海道広尾市)
- ・ 下北のむつ市から日本のむつ市へ—むつ市売込作戦(青森県むつ市)
- ・ 新たな光づくりへの挑戦(岩手県釜石市)
- ・ 「住民自治日本一の市」を目指して(岩手県滝沢市)
- ・ とりもどそう 笑顔あふれる 女川町(宮城県女川町)
- ・ 第二のふるさと「米沢」(山形県米沢市)
- ・ 人と自然と文化が輝く「むら」づくり(山形県鮭川村)
- ・ 「希望ある復興」を目指して(福島県福島市)
- ・ いま拓く 豊かな未来 二本松(福島県二本松市)
- ・ やすらぎと希望に満ちた「こおり新時代」の実現(福島県桑折町)
- ・ さくらを活かしたまちづくり(福島県石川町)
- ・ 笑顔とがんばりの街(福島県小野町)
- ・ 「スマートウェルネスシティとりで」の実現(茨城県取手市)
- ・ つくばを紡ぐ、未来につなぐ(茨城県つくば市)
- ・ 子どもからお年寄りまで、元気で住みやすいまち(茨城県かすみがうら市)
- ・ 「開運のまち おやま」「おやまブランド」の全国発信(栃木県小山市)

- 「伝統と創造、粹なまち桐生」を目指して(群馬県桐生市)
- ちちぶ定住自立圏構想の推進(埼玉県秩父市)
- 住み続けたいと思えるまちに(埼玉県川島町)
- 住んでよかった、ずっと住み続けたい鴨川(千葉県鴨川市)
- 「本田忠勝、忠朝」を大河ドラマに(千葉県大多喜町)
- 「幸福実感都市あらかわ」を目指して(東京都荒川区)
- 「健康都市」の実現(神奈川県大和市)
- 明るく楽しく元気よく、歩いて「健幸」に(新潟県三条市)
- 総合健康都市・妙高を目指して(新潟県妙高市)
- 強くてやさしいまちづくりの実現に向けて(新潟県津南町)
- さきがけて 緑の里から 世界へ(富山県南砺市)
- 人にやさしいまちづくり(富山県射水市)
- きらり珠洲 人が輝くまちづくり(石川県珠洲市)
- ふるさと愛プロジェクト(山梨県南アルプス市)
- ベンチャー自治体として(山梨県北杜市)
- 子育ての充実と高齢化社会への対応(長野県青木村)
- 「日本一住みやすいまち・大垣」を目指して(岐阜県大垣市)
- 「暮らし満足都市」の創造に向けて(愛知県豊田市)
- 市民とともに育む環境首都・安城(愛知県安城市)
- 私たちの愛するまちを未来へつなげていくために(愛知県高浜市)
- 「日本一の福祉のまち」を目指して(愛知県長久手市)
- 心つなぎ みんな輝くまち 武豊(愛知県武豊町)
- 「市民みんなで幸せを実感できるまち」を目指して(三重県松阪市)
- 「小さくともキラリと輝くまち・亀山」へ挑戦！(三重県亀山市)
- 市民が幸せを実感できるまちづくりを目指して(滋賀県草津市)
- 住みやすさと活力で新しい未来を創造(滋賀県守山市)
- 新・丹後王国の創造を目指して(京都府京丹後市)
- 「かわにし 幸せ ものがたり」のはじまり(兵庫県川西市)
- 住民満足度・幸福度 両方の向上を目指して(兵庫県多可町)
- 人口拡大への挑戦(島根県益田市)
- 三つの K、「観光・環境・教育」(山口県防府市)
- 持続可能な地域社会をつくる(徳島県上勝町)
- 日本初の世界記憶遺産のまち(福岡県田川市)
- すべては「市民の幸福」のため(佐賀県佐賀市)
- 行ってみたい、住んでみたい中津市に向けて(大分県中津市)

3. 障害者差別解消法

主な出典：

- 内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)
- 内閣府「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます」
- 厚生労働省・経済産業省ほか各府省庁「事業者向け対応指針」
等を 参照、編集の上、一部抜粋引用。(下線等は、引用者による。)

改正障害者差別解消法と「共生社会」の実現： 事業者における合理的配慮の義務化

法律名	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)
改正法施行日	令和6年4月1日
目的	すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(共生社会)の実現

1. 障害者差別解消法の基本と経緯

1.1 法律の基本的な考え方

- 不当な差別的取扱いの禁止**: 障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりする行為を禁止する。
 - 例：車いす利用者であることを理由に入店を拒否する行為。
- 合理的配慮(Accommodations)の提供**: 障害のある人から社会生活における障壁を取り除くための配慮を必要とする意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でない限り、必要な変更や調整を行うこと。
 - 過重な負担の有無は、事業規模や財政・業務状況、費用、実現可能性などを考慮し、個別に判断される。
 - 建設的対話：配慮の内容は、障害のある人と事業者が話し合い(建設的対話)を通じて決めることが重要である。

1.2 従来の合理的配慮の提供義務(平成 28 年施行時)

主体	義務化の状況
行政機関等(国・都道府県・市町村など)	義務(平成 28 年 4 月 1 日から)
事業者(民間企業・店舗・NPO など)	努力義務(平成 28 年 4 月 1 日から)

- 平成 28 年(2016 年)4 月の法の施行当初から、国や地方自治体といった行政機関等に対しては、合理的配慮の提供が既に法的な義務とされていた。
- 事業者に対しては、「努力義務」として、配慮を提供するよう努めることが求められていた。

2. 令和 6 年 4 月施行の改正点のポイント

2.1 事業者への合理的配慮提供の義務化

- 改正法の最も重要な変更点は、これまで努力義務であった事業者(民間企業、店舗、医療機関、教育機関など)に対する合理的配慮の提供が法的な義務となったことである。
- 義務化の背景には、平成 28 年の法施行以降、行政機関等での実施が進む一方で、事業者側での対応のばらつきが指摘されていた点がある。
- 令和 6 年 4 月 1 日以降、事業者は、障害のある人からの具体的な要望に基づき、過重な負担にならない範囲で、個別の事案ごとに適切な配慮を実施しなければならない。

2.2 義務化の対象となる事業者

- 営利・非営利、事業規模の大小に関わらず、不特定多数の利用者に対して商品やサービスを提供するすべての事業者(個人事業主を含む)が対象となる。
 - 例:スーパー、コンビニエンスストア、飲食店、病院、ホテル、タクシー会社、インターネットサービス事業者など。

2.3 義務化の具体例

障害の種別	求められる配慮の例
肢体不自由	段差に携帯スロープを渡す、筆談や代筆で対応する。
聴覚・言語障害	筆談、タブレット端末での文字によるコミュニケーション、手話通訳者の手配(過重な負担にならない範囲で)。
視覚障害	店内の商品配置やメニューを口頭で説明する、読み上げソフトに対応した情報を提供する。
知的・精神障害	分かりやすい言葉や図を用いた説明、休憩場所の提供、手続きの順序を丁寧に伝える。

3. 今後の対応と共生社会の実現

3.1 事業者に求められる対応

- **職員への研修**: 障害や合理的配慮に関する理解を深め、適切な対応ができるよう、全職員への研修を実施する。
- **対応マニュアルの作成**: 現場での判断基準や対応手順を整理したマニュアルを作成・周知する。
- **建設的対話の促進**: 配慮が必要な利用者に対し、「何に困っているか」「どのような配慮を必要としているか」を丁寧に聞き取る姿勢を持つ。

3.2 共生社会の実現に向けて

- 障害者差別解消法の改正は、共生社会の実現に向けた大きな一歩であり、障害のある人が社会の様々な活動に参加できる機会を広げることを目的とする。
- 事業者と障害のある人が相互理解を深め、「合理的配慮」の実施を通じて社会的な障壁を取り除くことが、よりインクルーシブな社会の構築に繋がる。